○農林水産省告示第三百四十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県勝田郡奈義町馬桑字ヘグ谷四二八の一、四二八の三、四三二の一、四三五、四四四の一、四四四の二、四四八、四五一、四五五、四五九の一、四五九の三、四六〇の一、四六〇の三、四六一の一、四六一の三、四六二の一、四六三の一、四六四から四六八まで、四七〇、四七四の一から四七四の三まで、四七四の八、四七四の一〇、四七六の一五、四七六の二七、字ヘグ渓四三八、四四五の一、四五二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヘグ谷四二八の一・四三二の一・四三五・四四四の一・字ヘグ渓四三八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　岡山県笠岡市関戸字大谷一三一五の一、一三一六、一三一七、一三一八の一、一三一八の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに笠岡市役所及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十四号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第一号）の施行に伴い、原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成十四年経済産業省告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

○国土交通省告示第百七十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四十六条第一項の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二の表中「百分の五・二五」を「百分の五・四」に、「百分の四・二」を「百分の四・三二」に、「百分の三・一五」を「百分の三・二四」に改める。

第四中「一・〇五倍」を「一・〇八倍」に、「〇・五二五倍」を「〇・五四倍」に改める。

第五中「一・〇五倍」を「一・〇八倍」に改める。

第七中「百五分の百」を「百八分の百」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定により同法による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率によることとされる消費税に相当する金額を含む宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百七十三号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

工区番号

002—19—3、002—23—3、002—20—6、002—22—2、002—22—4、002—24—5、004—01—2、004—02、004—03—2、005—31—5、005—33—2、005—34—5、008—06—1、008—06—2、008—06—3、008—06—4、008—06—6、008—06—7、008—06—10、008—06—11、008—06—12、008—31—1、008—31—2、008—31—3、012—21—1、012—21—2、012—33—2、012—36、012—40—7、210—142—4、210—162、210—163、210—170、210—171

○国土交通省告示第百七十四号

南部大阪都市計画事業新住宅市街地開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

工区番号

1—1、1—4、24—2、24—4、25—3、33—1、33—4、39—2、39—4、39—5、41—1、41—3、41—4、42—3、43—1、43—2、43—3、43—4、44—2、48—2、53—2、53—3、57—1、59—3、59—4、59—5、64—2、64—3、64—4、64—5、65—1、65—2

○国土交通省告示第百七十五号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十一条第三項の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第五条第一項中「受け」の下に「、又は地方運輸局長に届出をして」を加える。

○防衛省告示第二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年二月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年三月十七日から同月十九日までの間（予備、同月二十日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

(エ)　北緯三四度五一分一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

実施艦等　二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。